

地方自治の尊重を政府に求める意見書

日本全土の 0.6% の面積しかない、沖縄に、在日米軍の専用施設の 73.8% が集中しています。米軍機の墜落事故や繰り返し発生する米軍による女性に対する暴行事件など、沖縄県民はこの米軍基地に苦しめられ続けています。沖縄が、第 2 次世界大戦において本土防衛の捨石とされ、総人口の 5 分の 1 にあたる 12 万人の民間人が地上戦で犠牲となり、戦争終結後も 1972 年本土復帰まで 27 年間、米軍の軍政下におかれたことを考え合わせれば、これ以上の犠牲を沖縄県民に押し付けることは許されません。

ところが、日本政府は「世界一危険な基地」である普天間基地の返還の代わりであるとして、辺野古に新基地建設を決め、昨年 11 月の沖縄県知事選挙や昨年暮れの衆議院議員選挙で、沖縄県民から、はっきりとした基地建設反対の声が示されたにもかかわらず、その建設を進めようとしています。

普天間基地も、もともと沖縄県民の土地を一方的に取り上げてつくられたものです。それを返還するからといって、どうして、ジュゴンやアオサング、260 種以上の絶滅危惧種を含む多様な海洋生物が生息する辺野古・大浦湾を埋め立て、環境を無残にも破壊して、辺野古に基地を建設しなければならないのでしょうか。

沖縄戦の最大の教訓は、「軍隊のいるところで住民は戦争に巻き込まれて死ぬ」というものです。新基地建設による基地強化は、沖縄県民を再び戦争の惨禍に巻き込む危険性を高めます。また、繰り返し示された沖縄の民意を踏みにじって、辺野古基地建設を強行することは地方自治の侵害と言わざるを得ません。

憲法第 95 条では、地方の優越を保証しています。また地方自治法第 1 条の 2 では、自治体の自主性と自立性の尊重を明記しています。

よって、南箕輪村議会は、政府に対し、地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しないことを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規程により意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 11 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会
議 長 原 悟 郎

(宛 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、財務大臣、総務大臣
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）